

特定非営利活動法人わっぱの会

職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人わっぱの会就業規則（以下「就業規則」という。）第50条に規定する職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 当法人においては、一般的に給与と呼ばれるものを分配金とする。
同様に手当とされるものは加算金とする。

(分配金の種類)

第3条 職員に支給する分配金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本分配金
- (2) 経験加算
- (3) 世帯加算
- (4) 扶養加算
- (5) 育児加算
- (6) 教育加算
- (7) 住宅加算
- (8) 交通費
- (9) 責任貢献加算
- (10) 超過勤務加算

第4条 分配金は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は翌月6日に支払う。

- 2 分配金の支給日が就業規則第21条に定める休日に該当する場合は、その休日の前日とする。ただし、三日間以上にわたって休日が連続する場合は、その休日が終了する翌日とする。1月・5月は振込日を10日前後とする。
- 3 支給方法は、銀行振り込みとする。
- 4 超過勤務手当及び欠勤控除がある場合は、当該月の翌々月に支給または控除する。

(勤務1時間当たりの分配金額)

第5条 勤務1時間当たりの分配金額は、職員の基本分配金に12を乗じ、その額を就業規則第21条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の年間合計時間数で除して得た額とする。

(分配金の減額)

- 第6条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことについての理事長の承認のあった場合を除くほか、その勤務しない時間1時間につき前条に規定する勤務1時間当たりの分配金を減額する。
- 2 加算(2)から(7)についても前条と同様の計算で減額する。
当該月の勤務日数が3分の2未満になる場合は、加算(2)から(7)は支給しない。
勤務した時間数を時間給で計算する。
 - 3 分配金を減額すべき時間数は月の1日から末日までの期間の全時間数によって計算するものとし、この場合において、1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、15分以上のときは30分とし、15分未満の時は切り捨てる。

(分配金の始期及び終期)

- 第7条 新たに職員となった者には、その日から分配金を支給し、昇給・休職・分配金表の変更等で分配金額に異動が生じた者には、その日から新たに定められた分配金を支給する。
- 2 職員が辞職・退職・懲戒等により離職したときは、その日まで分配金を支給する。
 - 3 職員が死亡したときは、その月まで分配金を支給する。
 - 4 第1項または第2項の規定により分配金を支給する場合であって、その月の1日から末日まで支給する以外のときは、その分配金の額は、その月の現日数から就業規則第20条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(基本分配金)

- 第8条 職員には、就業規則第21条に規定する正規の勤務時間による勤務に対して基本分配金を支給する。
- 2 基本分配金の種類
基本分配金は採用当時の年齢に応じて、別表1により支給金額を定める。
 - 3 基本分配金の増額
職員が現に受けている分配金を受けるに至ったときから、12ヶ月を下らない期間を勤務したとき、増額する。(1年ごとに1,000円増額)
増額の時期は、1日採用の場合は該当月を増額月とする。但し、月の途中に採用された場合は、翌月を増額月とする。
 - 4 前項3の増額する金額の上限は、30,000円とする。
 - 5 前項3の増額する年齢は60歳を迎える年度末までとする。
 - 6 但し、50歳を超えて入会した者については、増額する期間は60歳を超えても10年は保証するものとする。但し、定年までとする。
 - 7 基本分配金は、育児休業に関する法律(昭和50年法律第62号。以下「育児休業法」という。)に基づいて育児休業を許可された職員には、その期間中支給しない。

(経験加算)

第9条 職員の勤続年数に応じて経験加算を支給する。

- ① 勤続3年以上、8年未満 (月額) 5,000円
- ② 勤続8年以上、15年未満 (月額) 10,000円
- ③ 勤続15年以上 (月額) 15,000円

2 経験加算は、育児休業法に基づき育児休業を許可された職員には、その期間中支給しない。

(世帯加算)

第10条 自分で独立し、また複数世帯の生計を維持している職員に世帯加算を支給する。

- 1 同居親族を有する世帯の月額・・・・・・・・・・10,000円
- 2 勤続年数に応じて、別表3により支給金額を定める。

(扶養加算)

第11条 扶養加算は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族は、次の各号に掲げる者で、主としてその職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 22歳に達する日の属する年度の末日までの弟及び妹
- (2) 心身に障害があり十分に就労が出来ない者
- (3) なんらかの理由により十分な就労が出来ない者
- (4) 65歳以上の父及び母
- (5) 育児休業が取得できず、かつ就労が困難な配偶者
ただし、子が1歳になるまで
- (6) 教育加算及び育児加算とは併給しない

3 扶養加算の月額 1人 10,000円

4 次に掲げる者は、扶養親族としない。

(1) その者の給与所得、資産所得、事業所得等恒常的な所得(年金等も含む)の合計金額が、老齢年金基礎金額以上であると見込まれる者。

5 扶養加算は、育児休業法に基づき育児休業を許可された職員には、その期間中支給しない。

6 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、速やかに算定届により届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

7 扶養加算の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に第2項に掲げる事実が生じた場合にあつてはその事実が生じた日の属する月の翌月(この日が月の初日であるときは、その日の属

する月) から開始する。

ただし、扶養加算の支給の開始については、前項の届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたとき日であるときは、その日の属するは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の1日である時は、その日の属する月)から行うものとする。

8 扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月(この日が月の初日であるときは、その日の属する時の前日)(その事実が22歳未満の扶養家族が22歳に達したことにより生じた場合(4月1日に生じたときは除く。))及びその事実が生じた日においてその日の属する年度の4月2日からその日までの間において22歳に達したことにより扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合にあっては、その事実が生じた日の属する年度の末月)をもって終わる。

(育児加算)

第12条 育児加算は、扶養親族のうち中学生までの子を扶養している職員に対して支給する。

育児加算の月額(1人あたり) 別表4のとおりとする

- 2 育児加算は、育児休業法に基づき育児休業を許可された職員には、その期間中支給しない。
- 3 誕生した月から支給する

(教育加算)

第13条 教育加算は、扶養親族のうち高校生及び大学生までの子を扶養している職員に対して支給する。

高校生 (1人あたり) 別表5のとおりとする

大学生・専門学生(1人あたり) 別表5のとおりとする

- 2 教育加算は、育児休業法に基づき育児休業を許可された職員には、その期間中支給しない。
- 3 大学院生は、該当しない。
- 4 浪人生は、該当する。但し、支給期間は大学生になった期間も含めて4年間。

(住宅加算)

第14条 住居加算の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

対象となる費用は以下の通りとする。

家賃と共益費とする

- (1) 世帯の生計を維持して賃貸住宅で居住している職員

(上限・同居親族を有する者40,000円 単独世帯の者35,000円)

(駐車場料金は含めない)

世帯の生計を同居家族と維持している場合は、その職員が負担する家賃と共益費の合計金額とする

世帯の生計を配偶者と維持している場合は、その職員の負担額は家賃と共益費の合計の折半金額とする

(2) 世帯の生計を維持している持ち家で居住している職員(自己所有の持ち家に限る)
5,000円

(3) 世帯の生計を維持している持ち家で家屋にかかる定期返済のある職員
(自己所有の持ち家に限る)

賃貸住宅と同じ扱いとする

(4) 法人の管理する寮・宿舎等の居住者で住居費用を負担している職員
賃貸住宅と同じ扱いとする

2 住宅加算は、育児休業法に基づき育児休業を許可された職員には、その期間中支給しない。

3 新たに第1項の支給要件を具備するに至った場合は、諸手当届出により速やかに届け出なければならない。

4 住宅加算の支給は第1項に掲げる事実が生じた日の属する月の翌月(この日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、住宅加算の要件を欠くに至った日の属する月(この日が月の初日であるときはその前月)をもって終わる。

5 勤続年数に応じて、別表3により支給金額を定める。

(交通費)

第15条 交通費は、次の各号に掲げる職員に対して支給する。

(1) 通勤のため交通機関(以下「交通機関」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「料金等」という。)を負担することを常例とする職員

(2) 通勤のため原動機付自転車及び自動車その他の原動機付きの交通用具を使用することを常例とする職員。片道2km以上の通勤距離がある場合、別表6のとおり支給する。

(3) 通勤のための有料道路の利用は、特別に許可した職員に限り支給する。

(4) 自転車通勤する職員に交通費を支給する。

2km以上 1,000円(2km未満は支給しない)

2 交通費の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

次により算出したその者の1ヶ月の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)の総額(その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額)とする。ただし24,000円を上限とする。

ア) 交通機関等が定期券を発行している場合には、当該交通機関等の利用区間に係る通

用期間6ヶ月の定期券の価格（価格の異なる定期券を発行しているときは、最も低廉となる定期券の価格）。

イ) 交通機関等で回数券等を発行している場合には、当該交通機関等の利用区間についての通勤23回分（交替制勤務者等にあつては平均1ヶ月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。）の運賃等の額であつて、定期券を含め最も低廉となるものとする。

ウ) 第4項ただし書に該当する場合には、往路及び帰路の交通機関等について前2号による額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

3 前項に規定する運賃等相当額の算出は、運賃・時間・距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額による。

4 前項の通勤の経路及び方法は、往路と帰路とを異にするものであつてはならない。ただし、割り振られた正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な理由がある場合は、この限りでない。

5 交通費は、次の各号に掲げる職員には支給しない。

(1) 福祉乗車券等の公共交通機関の無料券を利用して通勤している者

(2) 出張・休暇・欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたり通勤しない者

(3) 休職期間中の職員

(4) 育児休業法に基づき育児休業を許可された職員

6 第1項の支給要件を具備するに至った職員は、諸手当届出により、その実情を速やかに届け出なければならない。

7 交通費の支給は、第1項の支給要件が具備されるに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、同項の支給要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する前月）をもって終わる。

8 1ヶ月以上休業する場合は、定期券は払戻しするものとする。

9 個々の通勤状況に応じて理事長と相談して決めることもできる。

(責任貢献加算)

第16条 責任貢献加算は、理事会における人事評価により適正を認められた職員に支給する。

① 勤続3年以上であり、業務上の責任または運営上の貢献の度合いが大きいと認められる職員

(月額) 10,000円

② 勤続8年以上であり、業務上の責任または運営上の貢献の度合いが特に顕著であると認められる職員

(月額) 20,000円

③ 勤続15年以上であり、業務上の責任または運営上の貢献の度合いが特に顕著であると認められる職員

(月額) 30,000円

- 1 責任貢献加算は、職員の分配金が第6条の規定により減額される場合においても減額されない。
- 2 責任貢献加算は、育児休業法に基づき育児休業を許可された職員には、その期間中支給しない。
- 3 加算対象者は、3年ごとに理事会において見直す

(超過勤務加算)

- 第17条 超過勤務加算は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、月20時間、一日2時間、年200時間までその正規の勤務時間以外に勤務した時間について支給する。
- 2 超過勤務加算の額は、次のとおりとする。
 - ①前項の勤務1時間につき第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125乗じて得た額とする。
 - ②その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜勤）である場合は、100分の135を乗じて得た額とする。
 - ③法定休日に出勤した場合、前項の勤務1時間につき第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150を乗じて得た額とする。
 - 3 超過勤務加算の支給の基礎となる勤務時間数は、月の1日から末日までの期間の全時間数（超過勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算する
 - 4 第17条③に該当する者は職場責任者にあたるため、該当しない。

(特別分配金)

- 第18条 特別分配金は、別表2に定める基準日に、それを支給する対象と定めた職員に対して別表2に定める支給月に支給する。
- 2 特別分配金を支給する職員は、職員の中で理事会の定めた職員を対象とする。
 - 3 特別分配金の額は毎年度の決算報告をみて理事会が定める。

(退職手当)

- 第19条 退職金については別途規程を設ける。

(端数の計算処理)

- 第20条 この規則において、給与の額を算出する場合において、10円未満の端数が生じた場合は、その生じた時点で切り捨てるものとする。

(雑 則)

- 第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が決める。

附 則

- 1 この規則は、2009年9月2日から施行し、2009年4月1日から適用する。
- 2 この規則は、2013年1月20日から施行し、2013年3月1日から適用する。
- 3 この規則は、2015年1月23日から施行し、2015年4月1日から適用する。
- 4 この規則は、2015年11月20日から施行し、2015年12月1日から適用する。
- 5 この規則は、2018年11月1日から施行する。
- 6 この規則は、2020年2月1日から施行する。